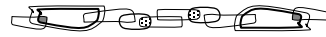


◇国は再稼働審査を急ピッチで進めながら、裁判は引き延ばし作戦に徹する

「今後、新基準の概要を説明する」「年末年始が長いので、次回は3月に」

◇活動のつながりが再稼働阻止の鍵だと再確認



12月18日、大飯原発の運転停止を求める国相手の裁判第8回法廷が開かれました。大阪地裁202号大法廷は、原告・支援者、関電の傍聴者でほぼ埋めつくされました。法廷後の交流会のゲスト、佐賀の石丸さん、愛媛の大野さんも師走の忙しい中に遠路駆けつけてくれました。

国は18日付の準備書面3で、新基準に即した原告の訴えに対して認否を記し、文中では「大飯原発は再稼働の審査中」と繰り返しています。そ

して書面のラストでは「今後、・・・新規制基準の概要等について主張した後、原子力規制委員会における上記各申請に対する審査の状況を踏まえつつ、原告らの主張に対する反論及び求釈明に対する回答をする予定である」（42頁）と結んでいます。まだこれから、新基準の概要を説明するというのです。

法廷では、前回に続いて裁判長から、内容の審議に入れるように主張・反論を出すよう催促されました。原告側弁護士は、新基準について、旧指針でいきているものと失効したものを具体的に明らかにしてほしいと求めました。さらに、国が書面で述べている「段階的規制は現在もいきている」という主張について質問すると、「段階的規制は今も維持されており、それとバックフィットとの関係は説明するようにします」と答えました。原告側弁護士は、「これらはすぐにできるはずなので、なるべく早く出してほしい」と求めました。

次回期日について、国側は「年末年始が長いので、2月28日以降にしてほしい」などと発言。傍聴席からは思わず「えー」と声が。再稼働審査は12月27日まで予定を入れ、急ピッチで進めているにも関わらず、裁判となるとまたも引き延ばし作戦です。結局次回法廷は3月5日（水）午後3時と決まりました。国側が2月26日までに書面を提出することになりました。

短い法廷を終えて、裁判所近くの中之島中央公会堂に場所を移し、報告・交流会に向かいました。参加者は約60名。

あっという間に終わった法廷については、冠木弁護士から「行政訴訟は難しく、粘り強くやっていく必要がある」との説明を伺うことで何とか納得しました。

続いて、ゲストのお話です。佐賀の石丸初美さんのお話は、パワーポイントでまず玄海町のうつくしい棚田の風景を映しながら、始まりました。玄海町での戸別訪問の様子や、ままごのような緊張感のない防災訓練の話、県への申し入れの際は、部屋を用意することもなく、玄関ロビーでしか対応しない県の姿勢など、佐賀弁交じりの石丸さんのお話は、臨場感あふれ、喜びや怒りを感じながら聞き入りました。

石丸さんは人前で話すのは苦手だけれど、請われれば依頼者が一人でもどこにでも出かけて、原発労働者の方の手袋を握りしめて話されるそうです。とても薄い手袋なのです。そして原子力規制委員会課長補佐が県議会で語った「絶対安全な状態は永遠にこない」発言に対し、石丸さん

は「被曝を人に強いるそんなものはだめだ、再稼働を許してはいけない」と力強く話されました。

愛媛の大野恭子さんは、伊方出身の詩人高橋新吉さんの言葉「象の鼻のやうに突き出た半島」を引用し、日本一細長い佐田岬半島（さたみさきはんとう）の付け根にある伊方原発を紹介して下さいました。そして、まさしく中央構造線上にあり、世界でもたった一つの内海にある原発の恐さを訴えられました。昨年と今年の防災訓練では、用意された船・ヘリコプターは雨や風で使えなかったそうで、いざという時はいったいどうなるのか、再稼働するという事は半島の西側20km圏内の5000人の住民は棄てられるということと同じではないでしょうか。最後に長く困難な活動を続けて来られた原動力となった言葉をご紹介くださいました。ブックレット「核燃料スキャンダル」（グリーンアクション・美浜の会共編）の中にある、一人の市民の『子どもに、今こうしてられるのは、誰か知らない人が守ってくれているのだということをお伝えたい』との言葉に心を打たれたそうです。

その後、会場全体での議論となり、12月に入り、急ピッチとなっている再稼働の審査、大きな問題である地震動の過小評価、各地で防災計画、特に避難計画ができていない、できないことを自治体に申し入れながら明らかにしてきた京都、大阪、兵庫の報告を共有することで避難が無理な現状での再稼働がいかにとんでもないことかがはっきりしました。

今の避難計画の状況では「住民が棄てられている」ということに「心が痛む」と声を詰まらせながら、うのさえこさんが『原発事故子ども・被災者支援法』の現況を報告して下さいました。とてもいい理念の法律ですが、基本方針では支援対象地域の指定基準の設定を回避し、指定したのは福島県内33市町村のみ、自主避難者への支援施策はたったの4つということで、「居住に関する自己決定の尊重」という基本理念が骨抜きになっています。

また、除染目標“年間1mSv”を事実上撤回し、空間線量ではなく、「個人線量計」による自己管理で「年間被ばく量20mSv以下」をめざそうという原子力規制委員会のとんでもない“20mSv帰還案”には反論を続ける必要があることをお話し下さいました。

最後には、今の社会状況の大きな問題である“軍国化”“原発推進”“被ばく強要”を三つの歯車に例えて、ギンギンと動き出していること、しかし、逆に言えば、「一つを止めれば、三つとも止まる」ということでもあり、それぞれがどこかの歯車のところでしっかり活動することが大事だと訴えられました。

2時間半の最後まで、全員の集中力が途切れず、熱気にあふれたこの報告・交流会は、佐賀、愛媛、ここ関西各地での活動と意思の連携が実感でき、これからの活動への力を生み出したと思います。

佐賀でも伊万里市長が事前了承なしの再稼働はだめだと頑張っていますし、伊方でも西予市長や宇和島市長が反原発市長会に加入したり、鬼北町では再稼働反対の意見書を採択するなど自治体からの反対の声が確実に広がっていることも今までの地道な活動が導いたものだと思います。

これからも、「誰か知らない人が守ってくれて、今までこうやって来れたこと」を受け取り、つなげていきたいと思いました。

次回裁判もみんなで傍聴しよう

- 関電相手の仮処分裁判 2月6日（木）14時～ 大阪高裁（傍聴は原告のみです）
- 国相手の裁判 3月5日（水）15時～ 大阪地裁 202号法廷（傍聴は原告に限られません）

2013.12.25 おおい原発止めよう裁判の会事務局